

深川市庁舎広告付きデジタルサイネージ設置事業について、公募型プロポーザル方式による受託候補者を次のとおり募集するので公告する。

令和7年7月14日

深川市長 田 中 昌 幸

### 1. 事業の概要

- (1) 事業名 深川市庁舎広告付きデジタルサイネージ設置事業
- (2) 事業内容 深川市役所総合庁舎1階市民生活課前待合スペースに、行政情報・企業広告等を放映するモニター等を、同庁舎1階エントランスホールに行事予定・企業広告等を放映するモニター等を設置し、来庁者への行政情報や行事予定の発信を行うとともに、設置事業者自らが広告主を募集し広告を放映する。
- (3) 履行期間 契約の締結から5年間を予定  
※期間の詳細は設置事業者選定後協議する。

### 2. 実施要領等の交付期間及び方法

- (1) 交付期間 令和7年7月14日（月）から令和7年7月25日（金）まで
- (2) 交付方法 深川市の公式ホームページからのダウンロードにより交付する。

<https://www.city.fukagawa.lg.jp/>

### 3. 参加手続等

#### (1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

- ア 提出期限 令和7年7月25日（金）午後5時
- イ 提出方法 持参又は郵送によること。（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）なお、郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。
- ウ 提出先 深川市役所 企画総務部総務課総務係  
〒074-8650 深川市2条17番17号  
TEL：0164-26-2228（課直通）  
FAX：0164-22-8134

(2) 参加資格の確認等

実施要領に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

(3) 企画提案書の提出

(2) で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和7年8月22日(金)午後5時まで

イ 提出方法及び提出先 (1)のウに同じ

4. 受託候補者の選定

深川市庁舎広告付きデジタルサイネージ設置事業プロポーザル審査委員会設置要綱に基づき設置する委員会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本事業の受託候補者として選定する。

5. 契約に関する基本事項

- (1) 契約の締結 4. において選定された者と協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。
- (2) 契約保証金 要する。ただし、深川市財務規則(昭和63年深川市規則第8号)第137条の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 前金払い 前金払いは行わない。